

恵庭市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月9日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第21号

恵庭市水道事業給水条例の一部を改正する条例

恵庭市水道事業給水条例（平成10年条例第12号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第6条（略） （工事の施行） 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が <u>施行することとし、指定給水装置工事事業者について必要な事項は別に定める。</u>	第1条～第6条（略） （工事の施行） 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が <u>施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 <u>前項に規定するもののほか、指定給水装置工事事業者について必要な事項は、別に定める。</u> 3 第1項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ
2 <u>前項</u> の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ	

現行	改正案
め管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。) を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事 検査を受けなければならない。 3 (略) 4 (略) 5 (略)	め管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。) を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事 検査を受けなければならない。 4 (略) 5 (略) 6 (略)
第 8 条～第 31 条 (略) (手数料) 第 32 条 手数料は、次の各号の区分により申込 者から申込みの際にこれを徴収する。ただし、 管理者が特別の理由があると認めたときは、申 込み後に徴収することができる。 (1)・(2) (略) (3) 第 7 条第 2 項の設計審査(材料の確認を含 む。)及び工事検査をするとき 別表第 2 に定 める額 (4) (略) (5) 第 3 条第 1 項第 2 号に規定する給水装置 の図面等の写しの交付をするとき 1 枚につ き 300 円	第 8 条～第 31 条 (略) (手数料) 第 32 条 手数料は、次の各号の区分により申込 者から申込みの際にこれを徴収する。ただし、 管理者が特別の理由があると認めたときは、申 込み後に徴収することができる。 (1)・(2) (略) (3) 第 7 条第 3 項の設計審査(材料の確認を含 む。)及び工事検査をするとき 別表第 2 に定 める額 (4) (略) (5) 第 3 条第 2 号 _____ に規定する給水装置 の図面等の写しの交付をするとき 1 枚につ き 300 円
第 33 条～第 43 条 (略) (布設工事監督者の資格) 第 44 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定 める布設工事監督者が有すべき資格は、次のと おりとする。 (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)によ る大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工 学科若しくはこれに相当する課程において衛 生工学若しくは水道工学に関する学科目を修 めて卒業した後、又は旧大学令(大正 7 年勅令 第 388 号)による大学において土木工学科若 しくはこれに相当する課程を修めて卒業した 後、1 年以上水道	第 33 条～第 43 条 (略) (布設工事監督者の資格) 第 44 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定 める布設工事監督者が有すべき資格は、次のと おりとする。 (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)によ る大学(短期大学を除く。以下同じ。) _____ _____ _____ _____において土木工学科又 は _____これに相当する課程を修めて卒業した 後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路

現行	改正案
____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者____ (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>2 年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者____ (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後____)、<u>3 年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者____ (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による<u>中等学校</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>5 年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者____	又は河川(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程____を修めて卒業した後、<u>4 年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は____高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、<u>5 年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (4) <u>短期大学等</u>において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>6 年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (5) 学校教育法による高等学校又は____中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7 年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (6) <u>高等学校等</u>において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業し

現行	改正案
(5) <u>7 年以上水道</u> の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 第 1 号又は第 2 号の卒業生であって、学校教育法による大学院の研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の卒業生にあっては <u>1 年以上</u>、第 2 号の卒業生にあっては <u>2 年以上水道</u> に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (7) 外国の学校において、<u>第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科日又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課程又は学科日</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (8) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、<u>1 年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	<u>た後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (7) <u>10 年以上水道等</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(<u>5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (8) 第 1 号又は第 2 号の卒業生であって、学校教育法による大学院の研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の卒業生にあっては <u>2 年以上</u>、第 2 号の卒業生にあっては <u>3 年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第 1 号の卒業生にあっては 1 年以上、第 2 号の卒業生にあっては <u>1 年 6 月以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (9) 外国の学校において、<u>第 1 号から第 6 号まで</u>に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (10) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、<u>1 年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(<u>6 月以上水道に</u>

現行	改正案
(水道技術管理者の資格) 第45条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</u> (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者にあっては4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)にあっては6年以上、同条第	関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、<u>3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (水道技術管理者の資格) 第45条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において<u>土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者にあっては3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において_____工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程_____又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者にあっては4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)にあっては6年以上、同条第

現行	改正案
<u>4号</u>に規定する学校の卒業者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する<u>もの</u> (3) (略) (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目</u>以外の<u>学科目</u>を修めて卒業した(当該<u>学科目</u>を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者にあっては5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)にあっては7年以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校の卒業者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (5) 外国の学校において、<u>第2号</u> <u>に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) (略)	<u>5号</u>に規定する学校の卒業者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する<u>者</u> (3) (略) (4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程</u>並びにこれらに相当する<u>課程</u>以外の<u>課程</u>を修めて卒業した(当該<u>課程</u>を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者にあっては5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)にあっては7年以上、<u>同条第5号</u>に規定する学校の卒業者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号に規定する課程</u>又は<u>前号に規定する課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) (略) (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)</u>であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する<u>もの</u> (8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>

現行	改正案
第 46 条 (略)	第 46 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

